

公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の創設

平成22年度予定額 3,933億円(新規)

趣 旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する。

制度概要

- 対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校・各種学校等(高等学校に類する課程として文部科学大臣が指定するもの)。
- 公立の高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により負担。
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額を助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担の軽減を図る。
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額1.5~2倍した額を上限として助成する。

年収250万円未満程度	237,600円(2倍)
年収250~350万円未満程度	178,200円(1.5倍)

公立高校—不徴収による授業料無償化—

生徒

国

国費負担により授業料を不徴収に

授業料収入相当額

公立高等学校運営費

都道府県・市町村等

私立高校—就学支援金の支給により、教育費負担を軽減—

生徒

支給上限額

118,800円~237,600円

国

就学支援金額を
授業料から減額

経由して申請

就学支援金の費用
を国費で負担

学校設置者

都道府県

「就学支援金」を代理して受領

国立学校については、国から
直接学校設置者へ支給

高校無償化と特定扶養控除見直しの影響試算例 (平成24年以降における試算)

収入額 〔所得税率〕	見直しに伴う便益の影響額	
	公立高校	私立高校
250万円 〔所得税率5%〕	+94,300	+213,100 ※
350万円 〔所得税率5%〕	+94,300	+153,700 ※
600万円 〔所得税率10%〕	+81,800	+81,800
800万円 〔所得税率20%〕	+56,800	+56,800
1,200万円 〔所得税率23%〕	+49,300	+49,300
1,800万円 〔所得税率33%〕	+24,300	+24,300
2,500万円 〔所得税率40%〕	+6,800	+6,800

※部分については、更に入学料減免等に向けて制度改正を検討中。

○収入額は、所得者がサラリーマン、配偶者が専業主婦で、子ども1人(高校生)の家庭を想定した目安である。

○数字については、更に精査中。